

公 告

公 告 第 140 号
平成 27 年 10 月 7 日

契約担当官
航空自衛隊第83航空隊
会計隊長 東田 和也



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 (27)#80燃料タンク定期点検等役務1式
 - (2) 履行期限 平成28年1月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成27年10月27日 10時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 堀 まで。

電話番号 098-857-1228・1229

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名又は件名	(27) #80燃料タンク定期点検等役務	承認	平成27年10月2日
		作成	平成27年10月2日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
		作成部隊名	第83航空隊

1 総則

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地における#80燃料タンク定期点検等役務について規定する。

2 履行場所

航空自衛隊那覇基地（別紙第1）

3 役務概要

#80燃料タンク：タンククリーニング、定期点検及び部品交換

4 一般管理事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び「屋外タンク貯蔵所の定期点検及びタンククリーニング標準仕様書」により実施するものとする。
- (2) 本役務に必要な関係官公署、その他関係機関に対する手続きは、契約相手方において実施するものとし、許可証等は副を監督官に提出するものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項もしくは疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 契約相手方は、業務責任者を定めこれを通知する。業務責任者は作業の安全に留意し、災害、火災及び盗難等の事故防止に万全を期するものとする。
- (5) 入出門及び交通要領等基地内での行動は、基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。
- (6) 基地内の在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、万一不注意により損傷を与えた場合は、契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- (7) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で指定期日までに提出するものとする。

品名又は件名	(27)#80燃料タンク定期点検等役務
--------	---------------------

5 特記事項

(1) 役務項目及び内容

ア タンククリーニング（別紙第1～4）

(ア) タンク内残油移送（移送距離220m、移送量263KL）

(イ) 内部清掃（高圧洗浄機にてタンク内水洗い、清掃面積2,241㎡）

イ 内部点検（別紙第5～6）

(ア) 溶接線部分の検査前処理（サンドブラスト、塗装剥離面積159.37㎡）

(イ) 内部点検項目（目視点検、板厚測定、沈下測定、角度脚長測定、底板形状測定、磁粉探傷試験）

(ウ) 点検終了後のサンドブラスト部分塗装（塗装面積159.37㎡）

(エ) 塗装後清掃（高圧洗浄機にてタンク内水洗い、清掃面積2,241㎡）

(オ) 測定記録及び判定報告書の作成

ウ 部品交換（別紙第7）

鋳鋼製 クラス150 フランジ型外ねじ仕切り弁200A（フランジJIS10K-RF）×2個交換

(2) 共通事項

ア 本役務に必要な資器材は、すべて契約相手方で準備し、監督官の承諾を得るものとする。

イ 残油移送用ポンプ及び換気装置は、空気作動式又は電気作動式（耐圧防爆型）を用いるものとする。

ウ ガス検知器は、検定合格証明書（6ヶ月以内）を提出するものとする。

エ タンクに接続されている給油管及び払出し管のフレキシブル継手を取り外し、タンクと遮断するものとし、取り外し口にはそれぞれ盲フランジを取り付けるものとする。

(3) 残油移送

ア 残油移送作業に先立ち、当該タンク及び移送先タンクの残油量の確認を監督官立ち会いのもと実施するものとする。

イ 残油移送は、吸引用ポンプを用い沈殿用角槽等でさび等を沈殿させてから、圧送用ポンプ及び仮設配管で指定されたタンクへ圧送するものとする。

品名又は件名	(27)#80燃料タンク定期点検等役務
--------	---------------------

ウ 仮設配管は、配管用炭素鋼鋼管（SGP）、配管用ステンレス鋼鋼管（SU-STP）及び静電気防止付耐油ホースとし管の接合はフランジ接合とする。

エ 仮設配管、ポンプ及び沈殿用角槽等には、接地を施すものとする。また配管のフランジ接合箇所には、ボンディングを取り付け全般の接地抵抗を測定する。

オ 仮設配管設置後は、気密検査を実施し漏れのないことを確認するものとする。

カ 残油の抜取りは排油管のドレンバルブから行い、移送先タンクの頂部マンホールよりホースを液面下まで差し込んで実施するものとする。

(4) 内部清掃

ア 屋外タンク貯蔵所の定期点検等及びタンククリーニング標準仕様書により実施するものとする。

イ 換気は、換気扇による強制換気とし、換気扇の取付け位置は、頂部マンホールとする。

ウ 水切り及びウエス拭きは、洗浄水が残らないよう入念に行うものとする。

エ 開放したマンホール及び配管等のパッキンは、アスベストを含有しない新品とし、使用圧力及び燃種等に応じ適正なものを選定し、適正なトルクを確認しながら締め付けるものとする。

(5) 内部点検

ア 本点検は、消防危第56号、第169号及び消防予第52号により行うものとする。

イ 点検は、日本非破壊検査協会が認定した非破壊検査認定技術者又はこれと同等以上の技能を有するものが実施するものとし、その証明書の写しを監督官に提出するものとする。

ウ 目視点検により孔触の発生及び変形等がないか、コーティングの剥離、浮き上がり等がないかを確認すること。

エ 測定記録及び判定報告書（各測定毎3部）を監督官に提出するものとする。

オ 磁粉探傷検査部の前処理は、既存塗膜をサンドブラストにより剥ぎ取るものとする。

カ サンドブラスト後の清掃は、高圧洗浄機により水洗いを実施するものとする。

品名又は件名	(27)#80燃料タンク定期点検等役務
--------	---------------------

キ 側板の磁粉探傷検査は、底板から500mmまで実施するものとする。

ク 磁粉探傷検査終了後の復旧は、エポキシ系樹脂塗料を下塗り(錆止め)、中塗り及び上塗り(アミン硬化型)の3回塗りとし、合計乾燥塗膜厚は200μm以上とする。なお、塗料の種類は下表によるほか、これらと同等以上のものとし監督官の承諾を得たものを使用するものとする。

工程	塗料	規格
下塗り	エポキシ系錆止めペイント	
中塗り	エポキシ系樹脂ペイント	アミン硬化型
上塗り	エポキシ系樹脂ペイント	アミン硬化型

ケ エポキシ系樹脂塗料は、色見本等を監督官に提出し、承諾を得たものを使用するものとする。

(6) 部品交換

ア 部品の種類

#80燃料タンク受入、払出バルブ(タンク側)各1個(鋳鋼製クラス150フランジ型外ねじ仕切り弁200A(フランジJIS10K-RF))

イ ボルトナット及びパッキンは新品に取替えるものとする。

ウ フランジ用パッキンはアスベストを含有しないものとし、使用圧力及び燃種等に応じ適正なものを選定し、適正なトルクを確認しながら締め付けるものとする。

エ 交換部品は上記またはこれらと同等以上のものとし、監督官の承諾を得たものを使用するものとする。

(7) 安全対策

立入禁止区域の縄張りや標識の設置及び撤去は、監督官の指示に従い実施するものとする。

(8) 発生材の処置

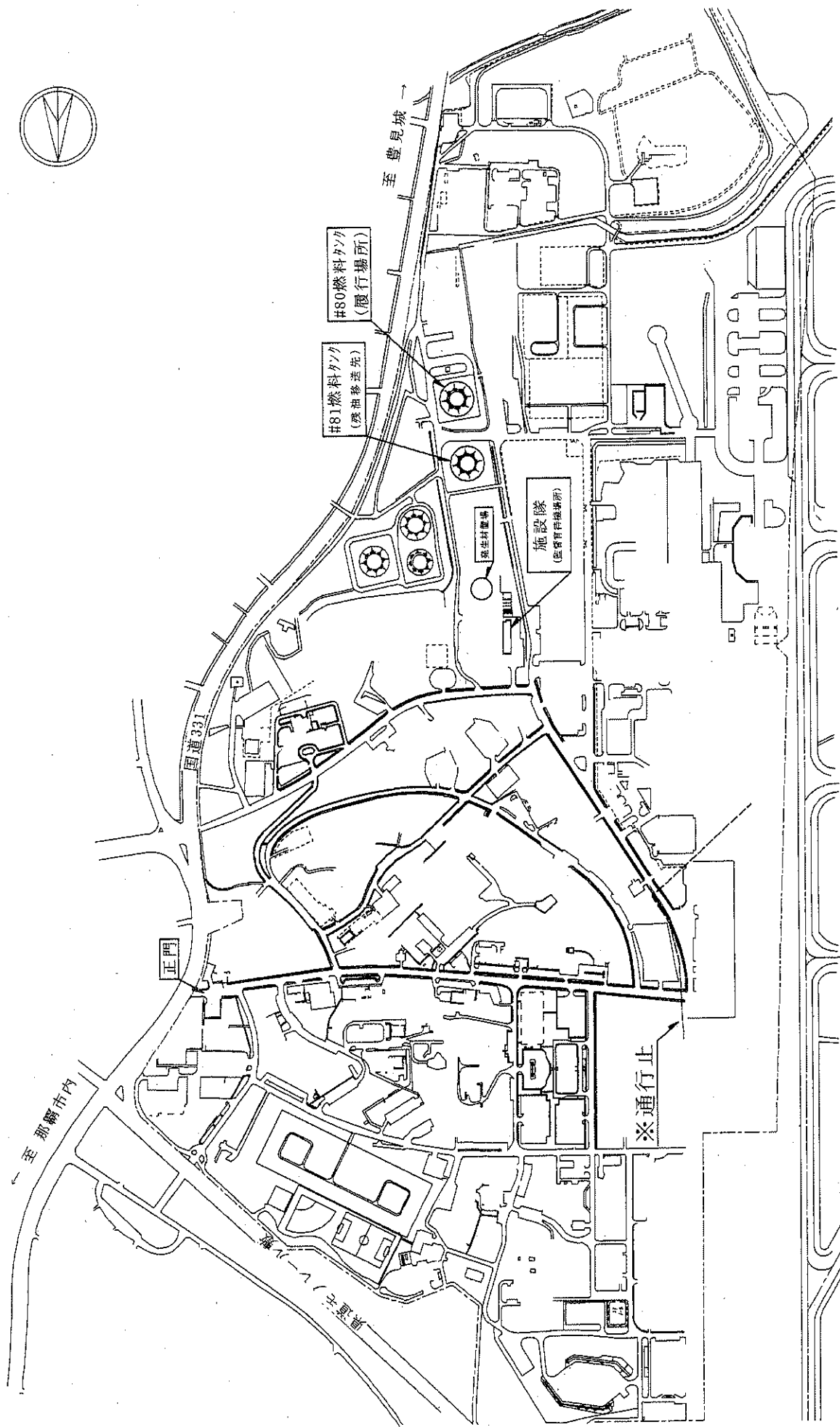
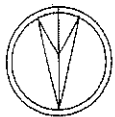
金属類は基地内発生材置場(別紙第1)に整理整頓して集積し発生材調書を監督官に提出するものとする。

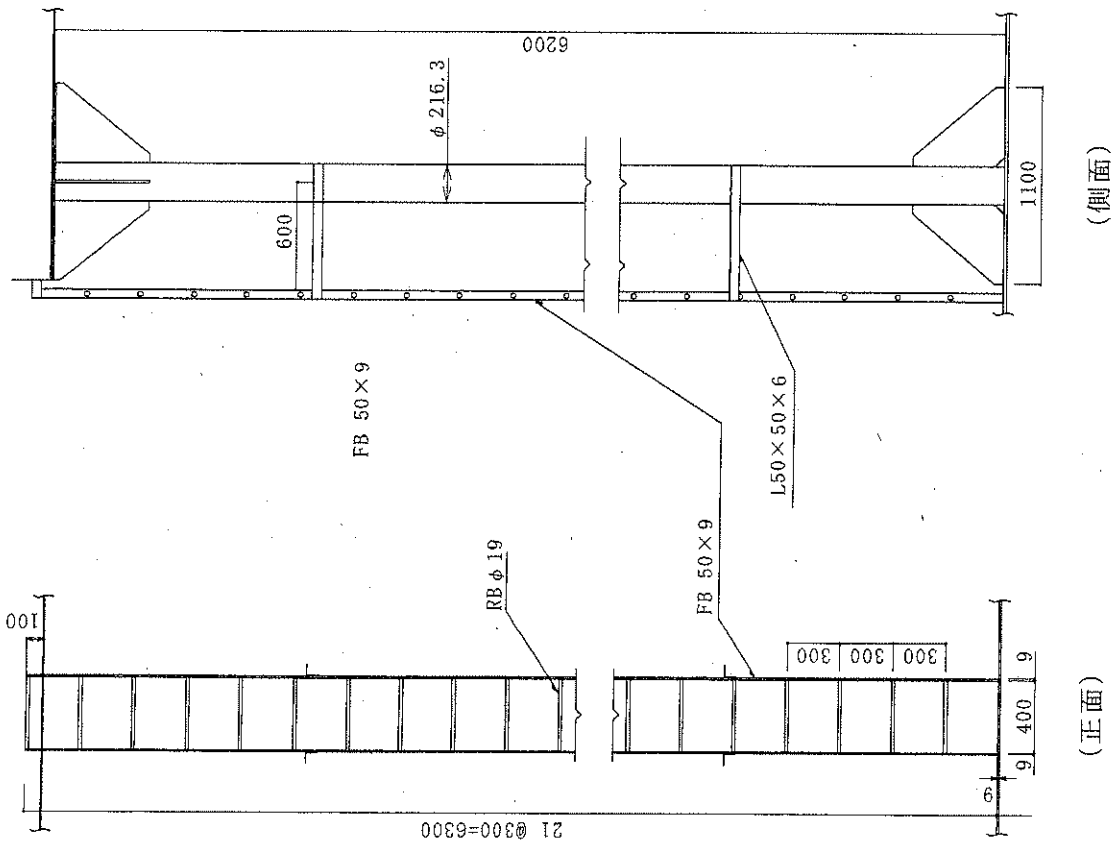
(9) その他

ア 点検による不良箇所の補修は別途契約とする。

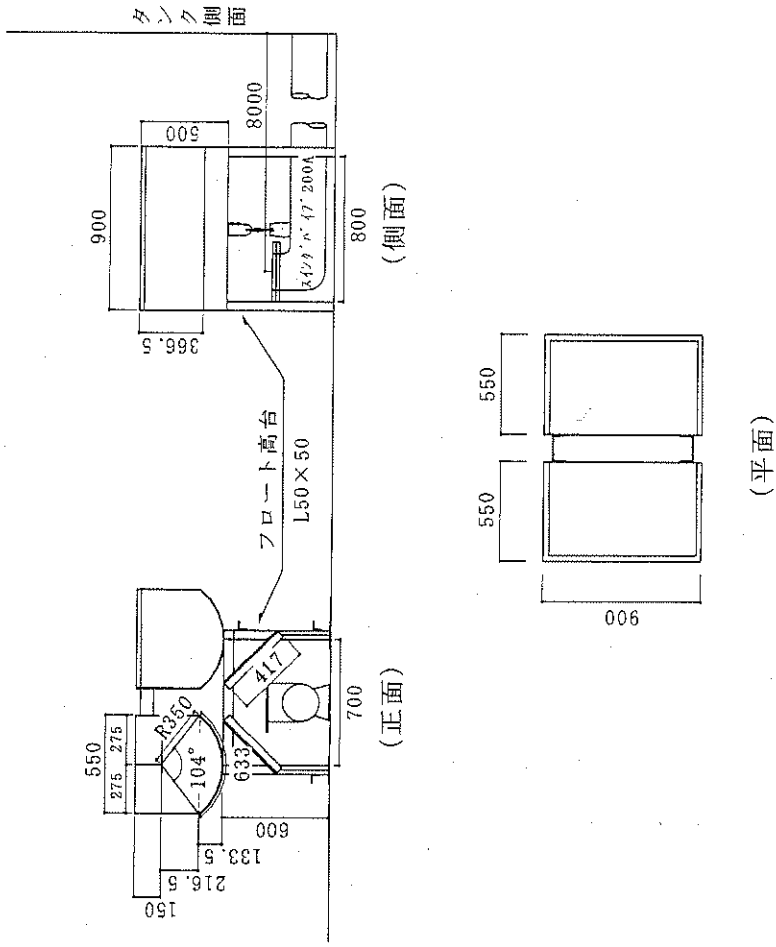
品名又は件名	(27)#80燃料タンク定期点検等役務
--------	---------------------

- イ 本役務で発生した産業廃棄物（洗浄廃水、サンドブラストの砂等）は契約相手方が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき処理し、産業廃棄物管理票の写しを監督官に提出するものとする。
- ウ 火災保険に加入し証券の写しを監督官に提出するものとする。
- エ 火気を使用する場合事前に「火気使用申請書」を監督官に提出するものとする。

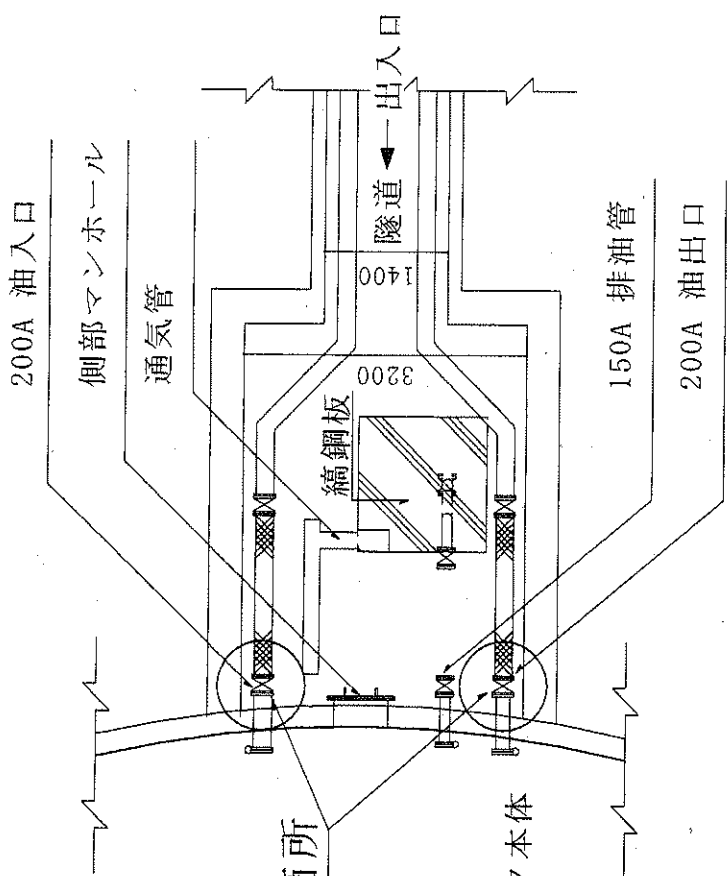




タンク内部梯子詳細図 N/S

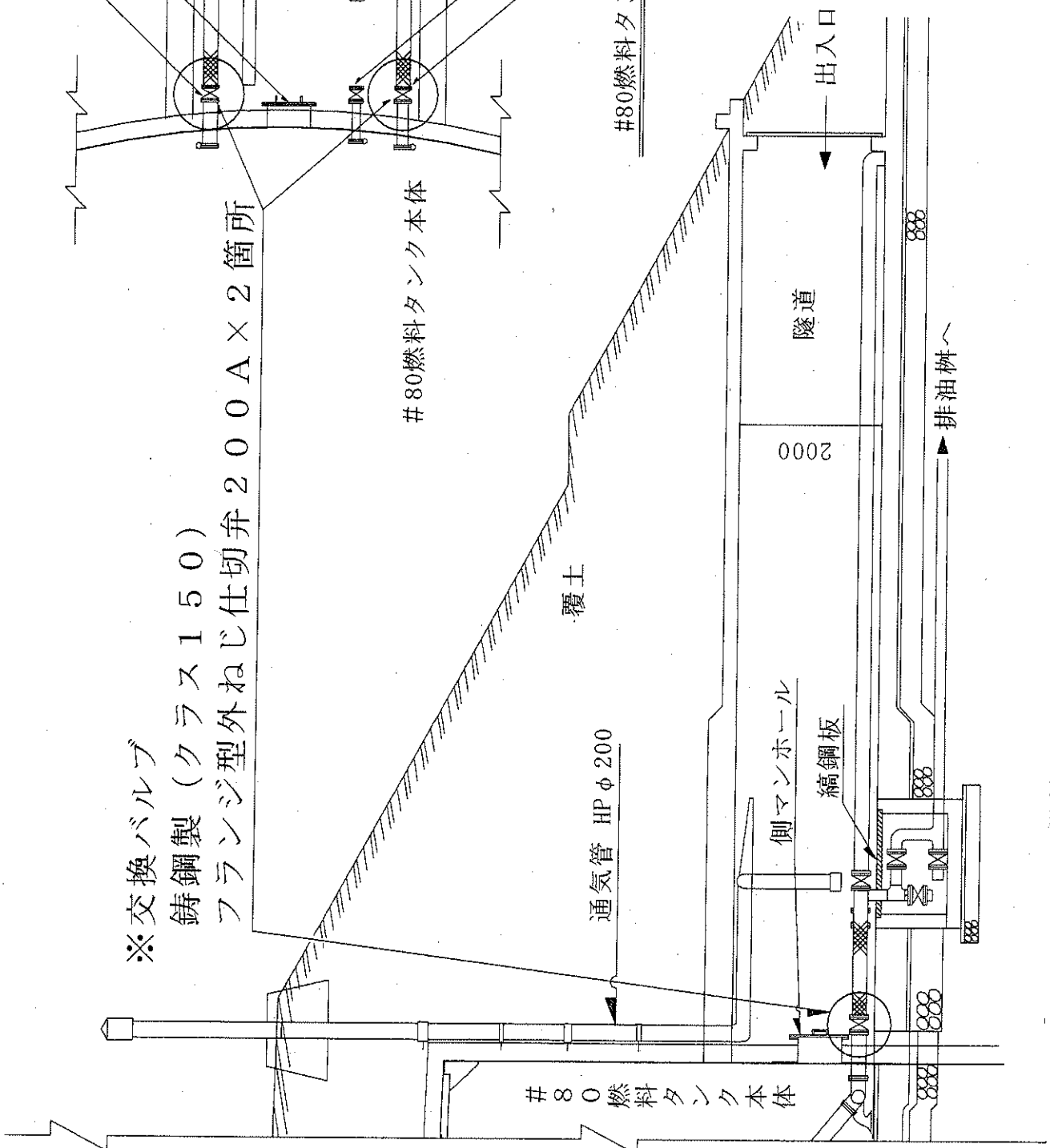


タンク内部フロート詳細図 N/S



#80燃料タンクバルブ交換場所平面図 N/S

※交換バルブ
 铸鋼製 (クラス150)
 フランジ型外ねじ仕切弁200A×2箇所



#80燃料タンクバルブ交換場所断面図 N/S